

高齢者の地域包括ケアと地域共生社会

令和4年7月

蒲原基道

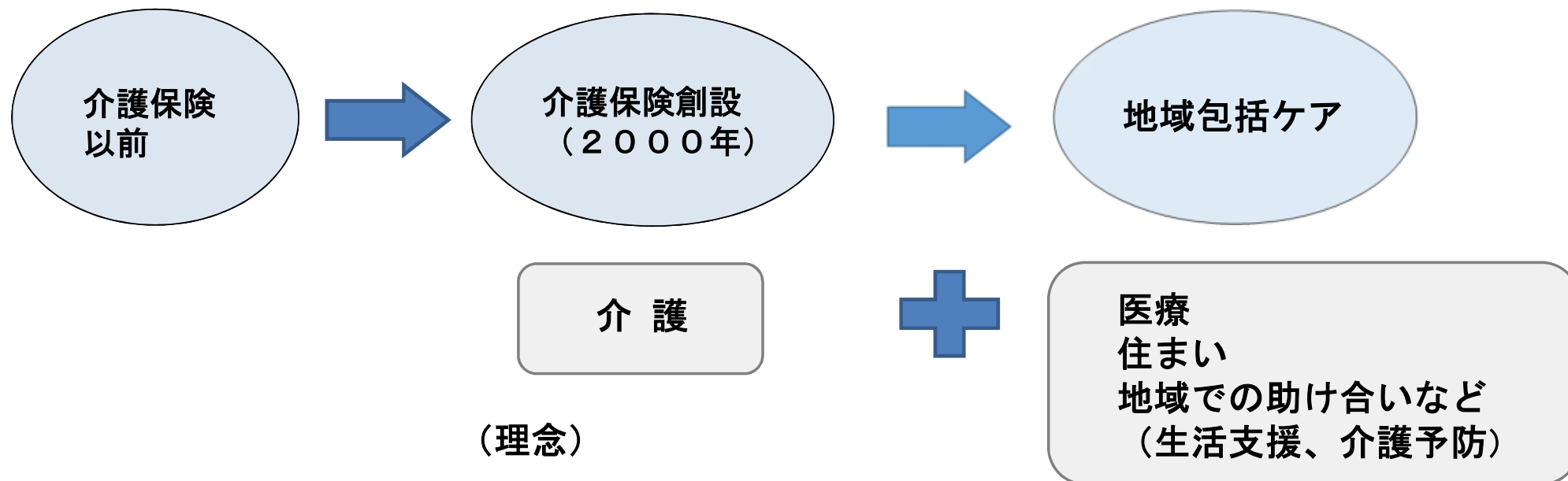
(日本社会事業大学専門職大学院客員教授)

目 次

1. 介護保険から地域包括ケアへ
2. 地域包括ケアシステムの深化に向けて
3. 地域共生社会を考える

1. 介護保険から地域包括ケアへ

介護保険から地域包括ケアへ



(理念)

① 自立支援

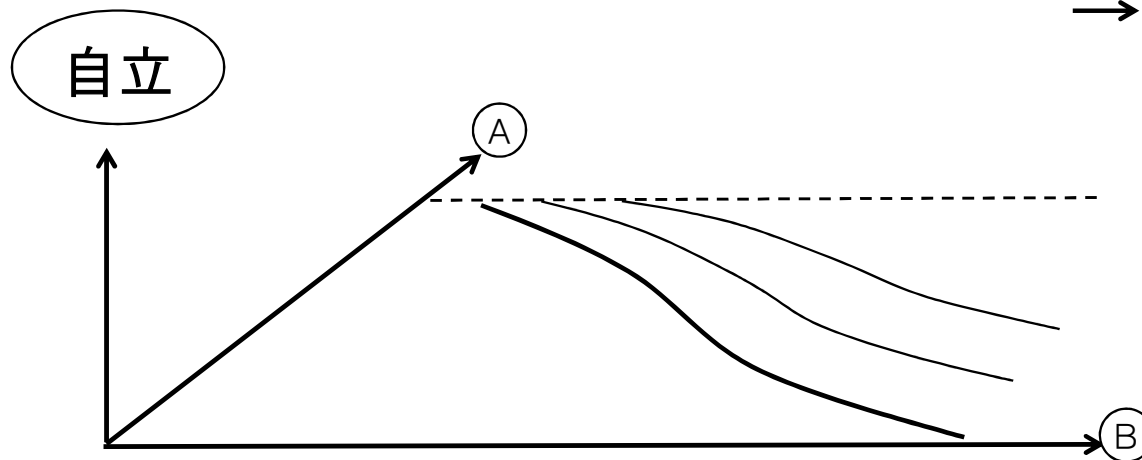
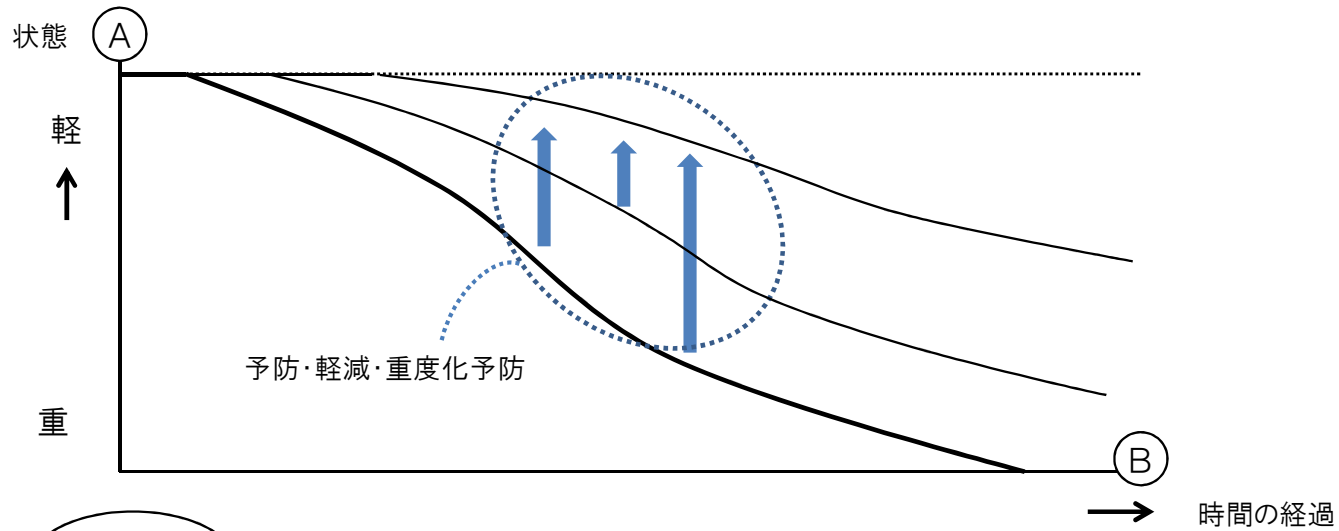
* 自立とは？

- ・ 「自己決定」して、サポートを受けながら自分らしく暮らす
- ・ どんな状態でも「自立」はある

② 利用者本位

③ 社会保険方式

「自立」とは ~本人の状態との関係~



どの状態にあっても支援を受けながら自分らしく主体的に生活する。

||
「自立」

認知症施策推進大綱(令和元年6月)の基本的考え方

- 「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく

- 「共生」とは、

認知症の人が、
 - * 尊厳と希望をもって認知症とともに生きる、
 - * また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。

「認知症施策推進大綱」(抜粋)

.....認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

本大綱において

- 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。
引き続き、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、
住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。

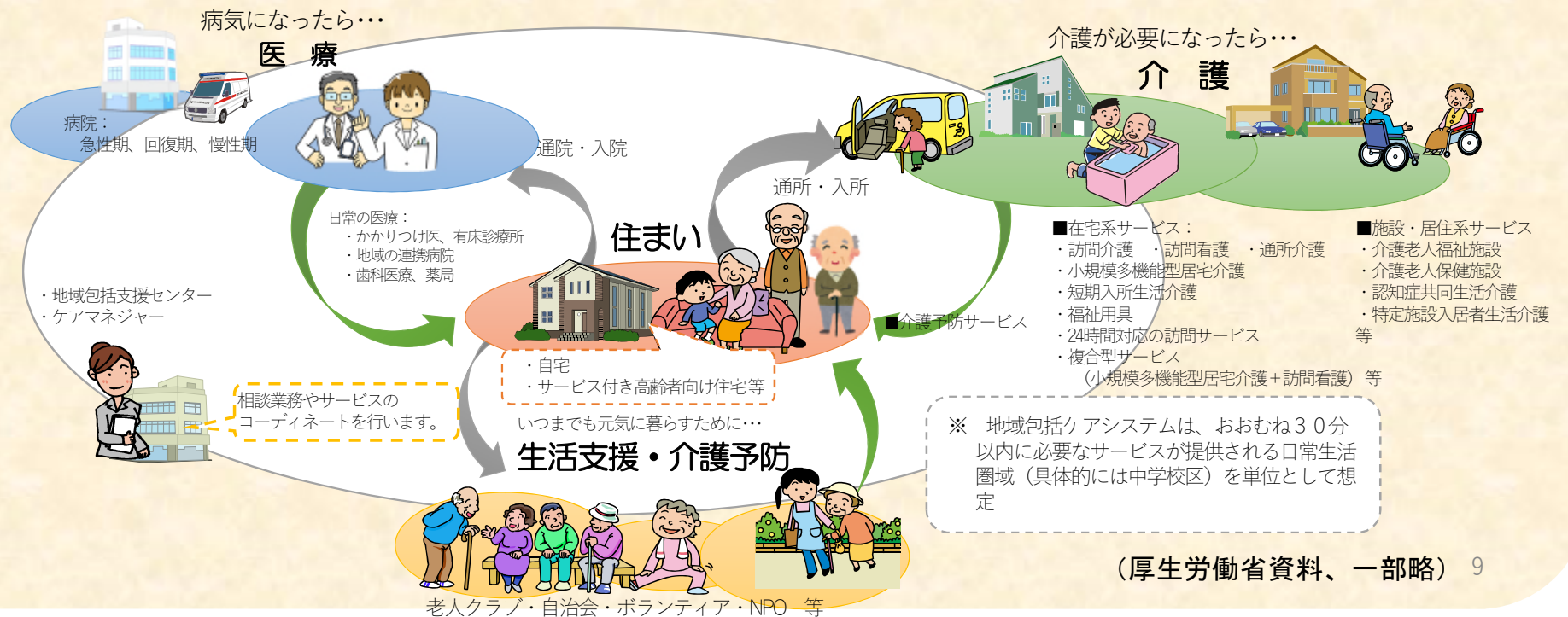
(以下略)

2. 地域包括ケアシステムの深化に向けて

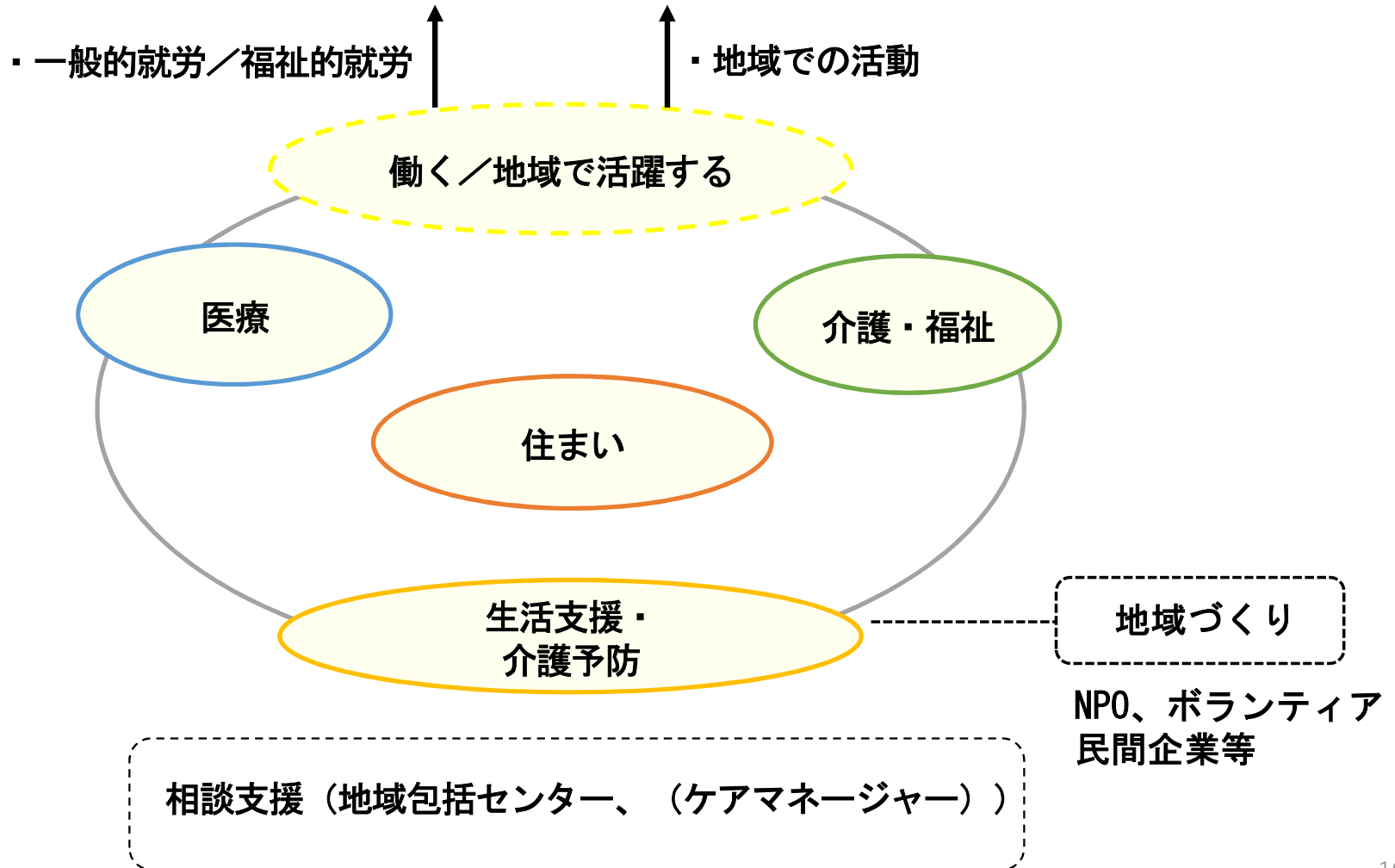
地域包括ケアシステムの構築について

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**

（以下 略）



地域包括ケアの構造（高齢者）



これからの高齢者の地域包括ケアについて

(基本)

自立支援

- 医療と介護、その連携の推進等
- 住まいへの見守り
- 地域における生活支援・介護予防の推進
- 就労・社会活動の支援の強化

* 以上の地域ケアシステムによるサービスを、個人のプランにどうつなげていくか

地域づくり（生活支援、介護予防）

- 地域の助け合い（NPO, ボランティアなど）
 - 人材の確保が課題 企業の現役、退職者に期待

- 民間企業による市場サービス
 - * できるだけそれまでの日常生活を継続
 - * CSRとして ~ 本業（関連も含む）として

（例） スーパー
 飲食店
 金融機関
 スーパー銭湯
 移動支援 （例）「チョイソコ」（愛知県 豊明市）
 など

地域の民間企業が共同で創る「通いの場と手段」 高齢者の通いの場をつなぐオンデマンド型乗合送迎



Confidential

豊明市は、「チョイソコとよあけ」を地域公共交通より高齢福祉政策として推進
高齢者の“通いの場”への移動手段として位置づけ外出目的も併せて創出
(政策比重のイメージ 高齢福祉政策80%:地域公共交通政策20%)

チョイソコの特徴② エリアスポンサー協賛型のビジネスモデル

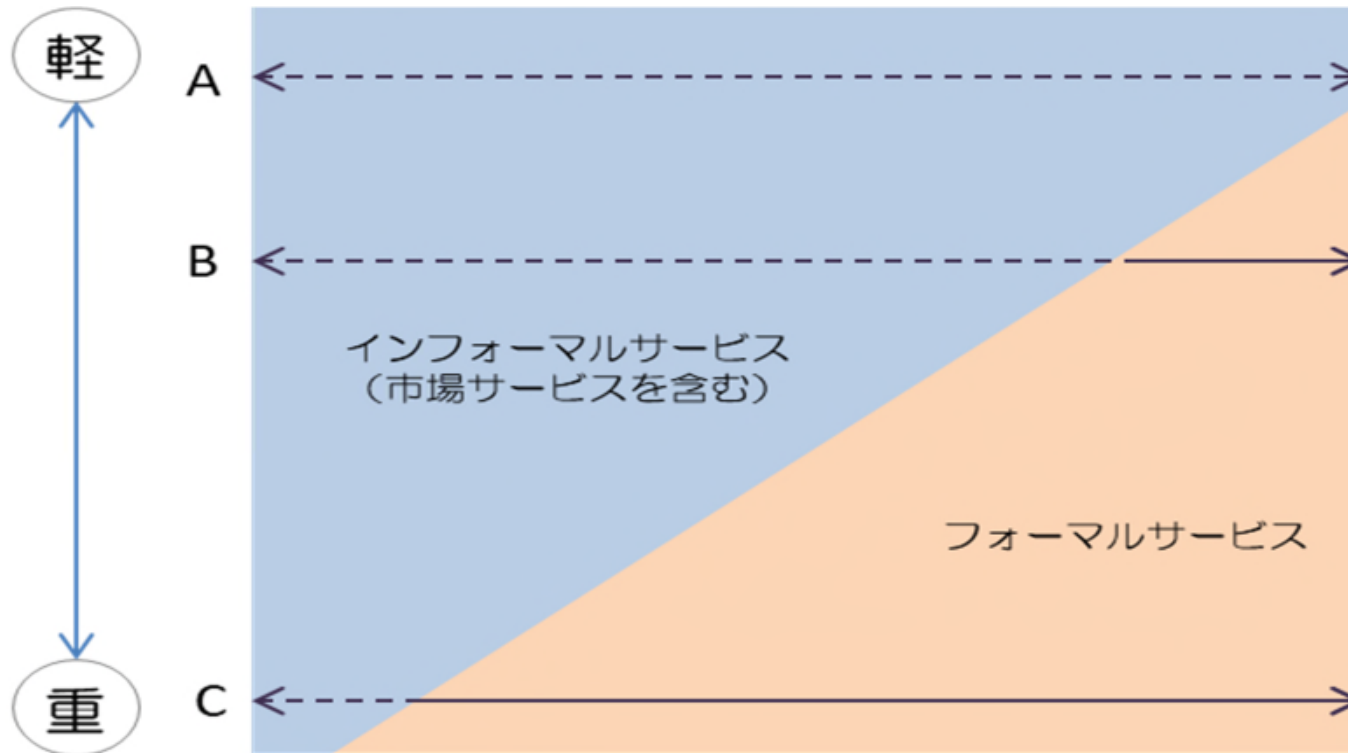
チョイソコは地域のタクシー会社と提携し運行します。
エリアスポンサー（自治体や事業者）からの協賛・広告料により、
運営費用の一部を支えていただくことで
これまでよりも採算性高く運営を維持することが可能です。



地域のタクシー会社と提携し運行することで
既存公共交通とwin-win の関係を築く

本人の生活を支える「公的サービス」と「民間の助け合い・市場サービス」

- ・ フォーマルサービス = 公的サービス (医療・介護等)
- ・ インフォーマルサービス = NPO等の助け合い + 市場サービス



就労、社会参加の支援の強化

- 若年性認知症のケース
 - ① 一般就労の支援（継続雇用の支援）
（例）丹野智文さん、自動車販売会社ディーラー
 - ② 福祉的な就労（認知症デイサービスの活用など）
（例）町田市のDAYS B L G（自動車販売店での洗車活動）
 - ③ 社会参加
（例）当事者による相談支援
- 若年性認知症に限らず、認知症の人も、身体的介護を要する人も

DAYS BLG! (東京都町田市) ～社会参加支援～

【基本情報】

- ・地域密着型通所介護事業所で、所要時間7時間以上9時間未満の報酬を算定。加算は、「若年性認知症利用者受入加算」、「認知症加算」を算定。
- ・認知症の方が9割、高次脳機能障害の方が1割の構成。**認知症と診断された初期の段階の方、認知症の症状が初期の方を対象。**

【基本的な理念】

①1日の過ごし方をメンバーが選択

- ・大切にしていることは、**一日の過ごし方や食べるものをメンバーが選択。**一日をどこで何をして過ごすか**本人が選ぶことが生きる満足感に。**

②地域との連携、社会参加支援

- ・**「介護する側／される側」の分け隔てがなく、**スタッフも利用者、子ども、来客がごちゃ混ぜにいる場であって、**出来ないことを出来る人が助け合いながら1日を過ごす場。**1日の流れは以下のとおり。

時間	内容	時間	内容
9:00	到着	13:00	コーヒータイム
9:45	バイタルチェック&水分補給	13:15	午後の予定選択 (例) 野菜配達、洗車、ボランティア活動、公園散策 他
10:00	午前の予定選択 (例) 営業、ボランティア活動、弁当等の買い物、庭掃除 他	15:50	ティータイム
10:30	各メンバーが選択した活動	16:10	本日の振り返り
12:00	昼食 (例) 弁当、外食	16:30	メンバーさんからの締めあいさつ

(例①) 有償ボランティア：仕事

- ・自動車ディーラーでの洗車業務、レストラン等に提供する玉ねぎの皮むき、カラオケ店の敷地草取り、保育園の雑巾縫い等で、「できること」の範囲で働き、労働の対価として「謝礼」を受け取っている (次頁参照)



(例②) 無償ボランティア：社会における役割

- ・保育園から「子ども達に読み聞かせしてほしい」との要望を受けて、学童保育や保育園での紙芝居の読み聞かせなどを行う。

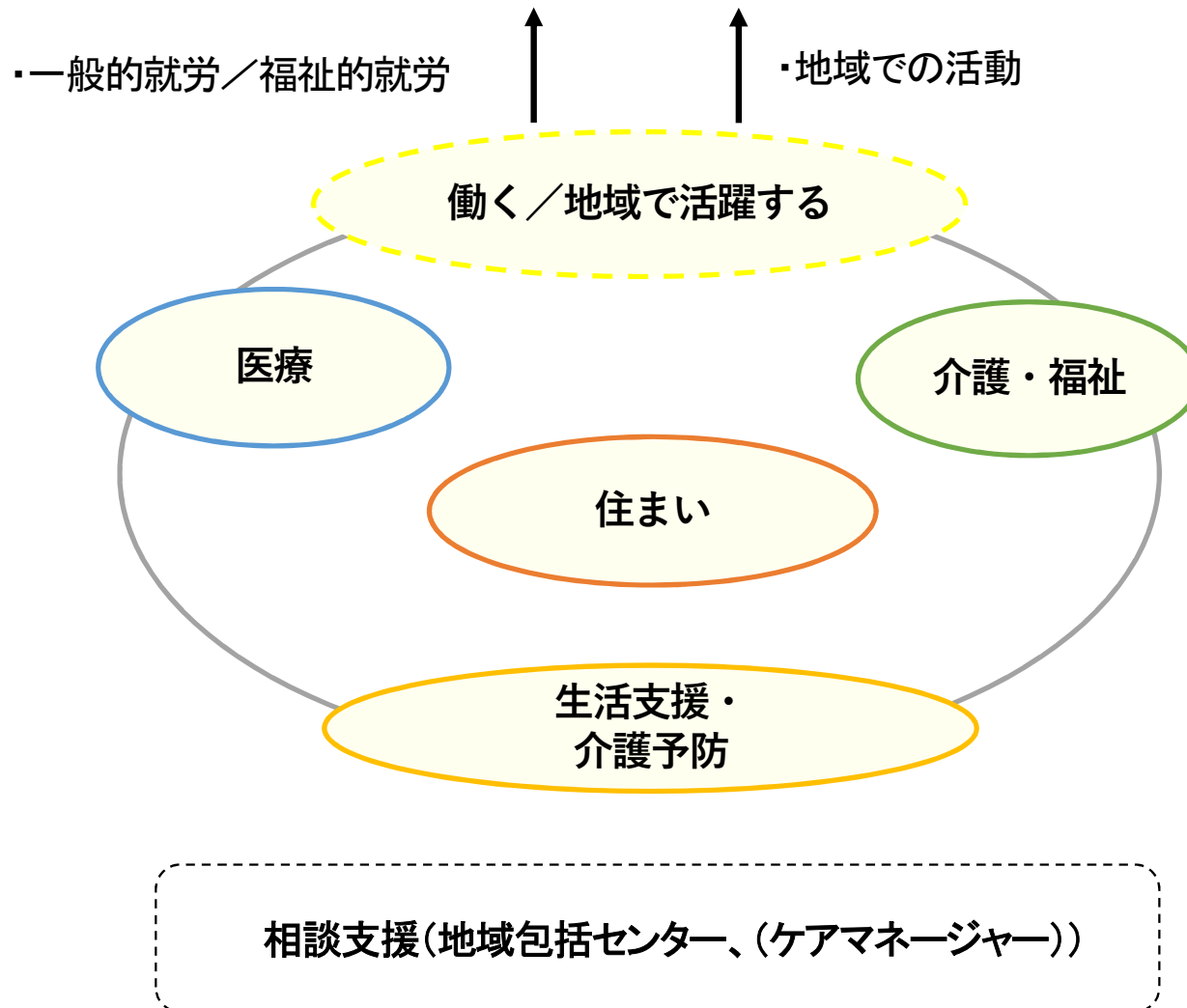


(参考：有償ボランティアの謝礼)

野菜の配達	450円 / 1時間
自動車ディーラーの営業車輛の洗車	10,000円 / 1ヶ月
商店街自治会の花壇整備	1,000円 / 1回
コミュニティ情報誌のポストイング	4円 / 1枚 × 320部 (1週間)
地域の高齢者宅の庭整備	5,000円 / 3日
門松制作	20,000円 / 3か月
ボールペン袋詰め	1円 / 1本 (合計1,000本)
認知症講演会	不定

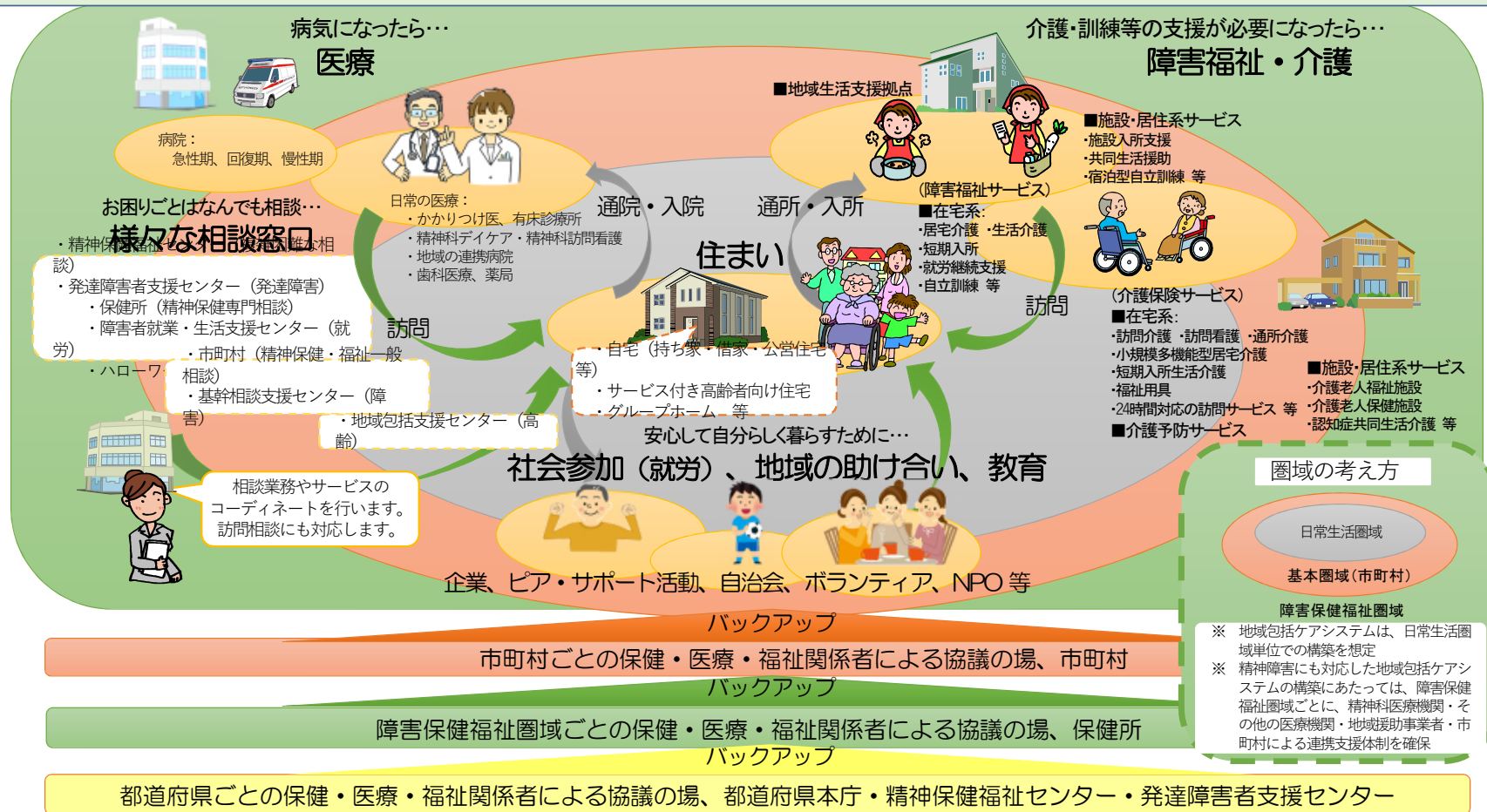
3. 地域共生社会を考える

地域包括ケアの構造(高齢の方)



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。

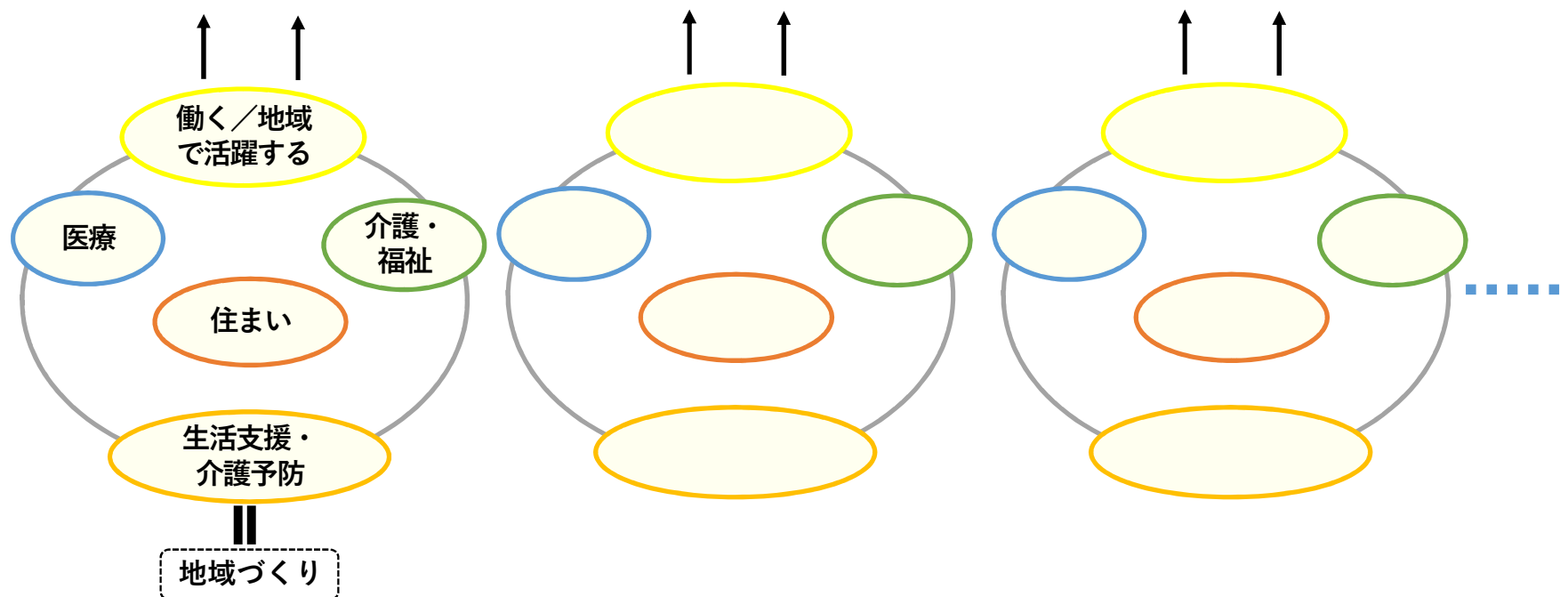


様々な人に対しての地域包括ケア

高齢者

障害者

病気の方



高齢者

障害者

病気の人

子育て中の人

すべての経済・社会活動の場としての地域

働く／地域
で活躍する

医療

介護・
福祉

住まい

生活支援・
介護予防

すべての人の生活の基盤としての地域

高齢者

障害者

病気の人

子育て中の人

すべての経済・社会活動の場としての地域

働く／地域で活躍する

医療

介護・福祉

住まい

地域づくり

すべての人の生活の基盤としての地域

地域共生社会の基本コンセプト

- 「支える側、支えられる側という関係を超えて」
（「支える側」と「支えられる側」が固定しない）

個人の視点 支えられながら、支える

人と人の関係の視点 相互に支え合いながら、生きる

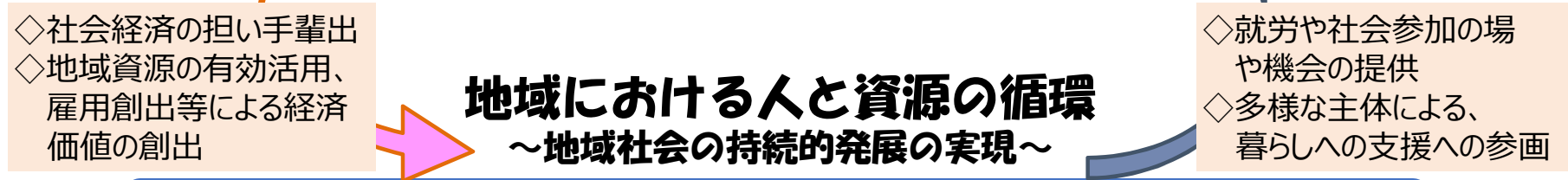
- 「すべての人」



そのための分野横断的支援（公的サービス＋就労等支援、地域づくり）

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



すべての社会・経済活動の基盤としての地域



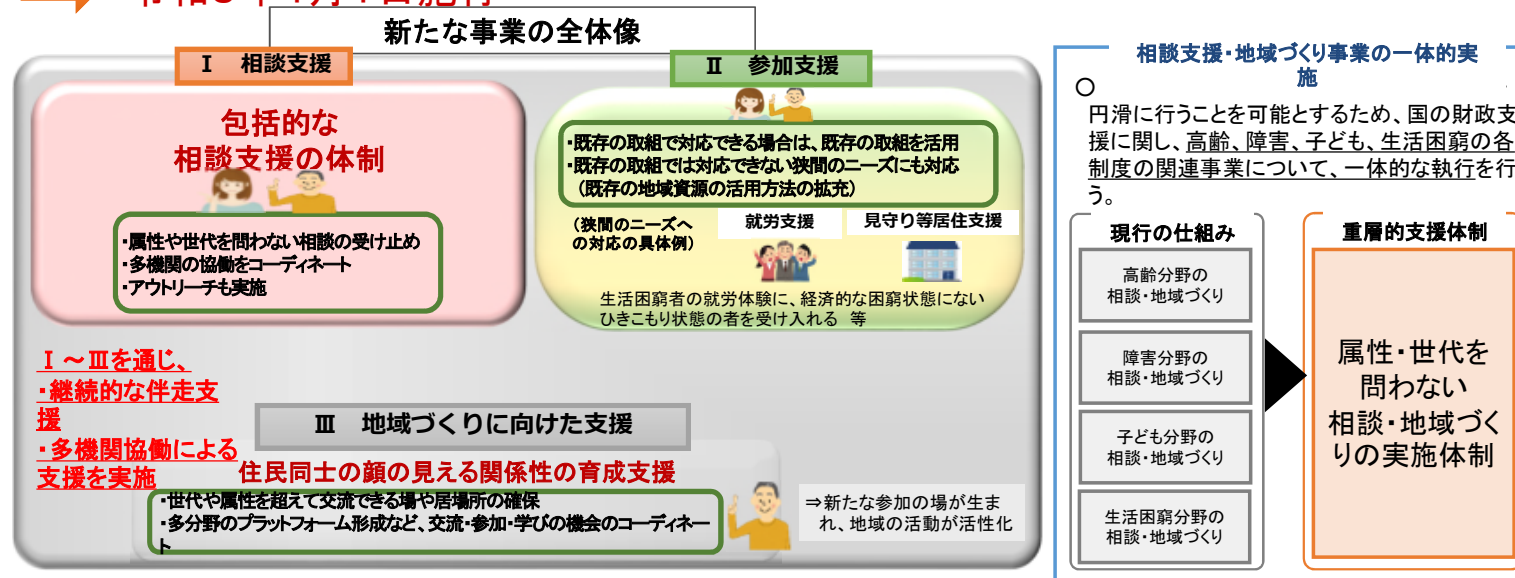
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

→ 令和3年4月1日施行



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

